

議案第12号

西脇市産業立地促進措置条例の一部を改正する条例の制定について

西脇市産業立地促進措置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月24日

西脇市長 片山 象三

(理由)

失効期限を延長するとともに、奨励措置の対象となる業種の追加、奨励措置の見直しを行うため。

西脇市産業立地促進措置条例の一部を改正する条例

西脇市産業立地促進措置条例（平成17年西脇市条例第 126号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 企業 次に掲げる事業（日本標準産業分類（統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準）として定められたもの）に供する施設（以下「企業施設」という。）を有するものをいう。 ア・イ (略) ウ 情報サービス業</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 企業 次に掲げる事業（日本標準産業分類（統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準）として定められたもの）に供する施設（以下「企業施設」という。）を有するものをいう。 ア・イ (略) ウ 通信業（データセンターに限る。）<u>、情報サービス業及びコールセンター業</u></p>
<p>エ・オ (略) (2) (略) (新設) (新設) (新設) (新設)</p>	<p>エ・オ (略) (2) (略) (新設) (新設) (新設) (新設)</p>
<p>(3) 中小企業 資本の額又は出資の額が3億円以下の法人並びに<u>常時雇用する従業員</u>の数が300人以下の法人及び個人をいう。 (4) (略) (奨励措置) 第3条 市長は、企業に対して、予算の範囲内において、次に掲げる奨励措置（以下「奨励措置」という。）を行うことができる。 (1) 市税の課税免除 企業施設の設置に必要な家屋、構築物及びこれらの敷地である土地（土地については、取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税（操業を開始した日以後最初の1月1日を賦課期日とする年度から3年度分の課税を免除。ただし、操業を開始した日から3年を経過した日において、常時雇用する従業員で、</p>	<p>(3) 中小企業 資本の額又は出資の額が3億円以下の法人及び個人をいう。 (4) (略) (奨励措置) 第3条 市長は、企業に対して、予算の範囲内において、次に掲げる奨励措置（以下「奨励措置」という。）を行うことができる。 (1) 市税の課税免除 企業施設の設置に必要な家屋、償却資産及びこれらの敷地である土地（取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税（操業を開始した日以後最初の1月1日を賦課期日とする年度から5年度分）に相当する額を奨励金として支給</p>

(2) 本社機能立地奨励金の支給 本社機能を有する企業施設の新社に対して、前号の奨励金の合計額が2億円に満たない場合、その差額の範囲内で3,000万円を限度として規則で定めるところにより算出した額を奨励金として支給

(3) 脱炭素化設備設置奨励金の支給 企業施設に設置する再生可能エネルギー設備、未利用エネルギー設備又はコージェネレーション設備に対して、設備費の2分の1以内の額(1,000万円を限度とする。)を奨励金として支給。ただし、国等の補助金等の交付がある場合は、設備費から当該補助金等を差し引くものとする。

(4) 土地取得奨励金の支給 企業施設の設置に必要な土地の取得に対して、当該土地に係る取得費の100分の15以内の額(5,000万円を限度とする。)を奨励金として支給。ただし、土地取得の日の翌日から起算して2年以内に当該土地を敷地とする家屋又は構築物の建設の着手がある場合に限る。

(5) (略)  
2 前項第1号の規定にかかわらず、市長は、必要と認めるときは、最初に固定資産税が課される年度から3年度を限度として、同号の規定による企業施設新設奨励金(構築物以外の償却資産を除く。)の支給に代えて、その額の範囲内において全部又は一部を課税免除することができる。  
(水道料金助成金)  
第3条の2 市長は、前条の奨励措置のほか、市内に新設した企業に対して、操業を開始した年度から10年度間水道料金助成金を支給することができる。

2 前項の助成金は、各年度において年間水道使用量が30,000立方メートルを超えた水量に係る水道料金(消費税及び地方消費税相当分を含む。)に相当する額とする。ただし、当該各年度における水道料金助成金の額は、1,000万円を限度とする。

(企業の指定)  
第5条 この条例の適用を受けることができる企業(認定事業者を除く。)は、次に該当するものうち、市長が第11条に規定する産業立地審議会の意見を聴いたうえで、市長が指定した企業とする。

(1) (略)  
(2) 第3条第1項第2号に定める本社機能立地奨励金及び第3条の2第1項に定める水道料金助成金の支給にあつては、企業施設の設置に当たり、新たに常時雇用する従業員で、市内に住所を有するものが、操業開始日(操業開始日の翌年度以後における奨励金の支給については、当該年度当初)に5人(中小企業にあつては2人)以上であること。

(3) 第3条第1項第4号に定める土地取得奨励金の支給にあつては、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

市内に住所を有するものが50人以上在籍する場合は、課税免除の期間を2年度分延長し、当該各年度分の2分の1の額の課税を免除することができる。

(2) 設備投資奨励金の支給 企業施設の設置に必要な償却資産(構築物を除く。)に対して課する固定資産税(操業を開始した日以後最初の1月1日を賦課期日とする年度から3年度分)に相当する額(前号との奨励措置の合計額が2億円に満たない場合にあつては、その差額の範囲内で5,000万円を限度として規則で定めるところにより算出した額を当該固定資産税に相当する額に加算した額)を奨励金として支給  
(新設)

(3) 土地取得奨励金の支給 企業施設の設置に必要な土地(本市が所有する土地は除く。)の取得に対して、当該土地に係る取得費の100分の15以内の額(5,000万円を限度とする。)を奨励金として支給。ただし、土地取得の日の翌日から起算して2年以内に当該土地を敷地とする家屋又は構築物の建設の着手がある場合に限る。

(4) (略)  
2 前項第1号の規定にかかわらず、市長は、必要と認めるときは、最初に固定資産税が課される年度から3年度を限度として、同号の規定による固定資産税の課税免除に代えて、その額の範囲内において全部又は一部を奨励金として支給することができる。  
(特別奨励金の支給)

第3条の2 市長は、前条に規定する奨励措置のほか、上記工場公園工場用地に新設した企業に対して、操業を開始した年度から10年度間特別奨励金を支給することができる。

2 前項の特別奨励金は、各年度において年間水道使用量が30,000立方メートルを超えた水量に係る水道料金相当分(消費税及び地方消費税相当分を含む。)の2分の1の額とする。ただし、当該各年度における特別奨励金の額は、300万円を限度とする。

(企業の指定)  
第5条 この条例の適用を受けることができる企業(認定事業者を除く。)は、次に該当するものうち、市長が第11条に規定する産業立地審議会の意見を聴いたうえで、市長が指定した企業とする。

(1) (略)  
(2) 第3条第1項第2号に定める設備投資奨励金及び第3条の2第1項に定める特別奨励金の支給にあつては、企業施設の設置に当たり、新たに常時雇用する従業員で、市内に住所を有するものが、操業開始日(操業開始日の翌年度以後における奨励金の支給については、当該年度当初)に5人(中小企業にあつては2人)以上であること。

(3) 第3条第1項第3号に定める土地取得奨励金の支給にあつては、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

<p>ア～ウ (略) (4) (略)</p> <p>附 則 1・2 (略) (条例の失効) 3 この条例は、<u>令和10年3月31日</u>限り、その効力を失う。 (失効に伴う経過措置) 4 <u>令和10年3月31日</u>以前において、第5条又は第9条の規定により指定された企業及び認定事業者に対する第3条、第3条の2、第3条の3及び第4条の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、同日後もなお、その効力を有する。</p>	<p>ア～ウ (略) (4) (略)</p> <p>附 則 1・2 (略) (条例の失効) 3 この条例は、<u>令和5年3月31日</u>限り、その効力を失う。 (失効に伴う経過措置) 4 <u>令和5年3月31日</u>以前において、第5条又は第9条の規定により指定された企業及び認定事業者に対する第3条、第3条の2、第3条の3及び第4条の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、同日後もなお、その効力を有する。</p>
---	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第3項及び第4項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の西脇市産業立地促進措置条例の規定は、この条例の施行の日以後に第5条の規定により指定された企業について適用し、同日前に同条又は第9条の規定により指定された企業及び認定事業者については、なお従前の例による。